

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5K6Z13B03280、5K6Z13B03290		5L9Z1A01011、5L9Z1C01016					
品名 または 件名							
タブレットPC用SIMの借用							
部品番号 又は 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
現 地							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級が A、B、C、D 等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
提出日時場所：令和7年3月6日（木）11時20分 中央会計隊入札室（E—1 棟 6 F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：予定総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

- ア 本入札は、初期に係る費用を加えた金額と予定通信量に単価を乗じた通信料の合計「予定総額」により行う
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書については別添を使用すること。
- エ 仕様書（別紙）は予定通信量であり、変化する可能性があることに留意すること。

(2) 契約締結時期

本件は、令和 7 年度予算の成立を条件に契約締結とする。

(3) 契約書作成の要否

- ア 契約金額の多寡にかかわらず契約書を作成し提出すること。
- 契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

- イ 適用する特約条項
 - 「役務請負契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」
 - 「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」
 - 「精算要領に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
ただし、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できること。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）まで担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札者は、入札時まで委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール、FAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先

(ア) 入札に関する事項

中央会計隊契約科第3班 岡村 (TEL:03-3268-3111 内線47557)
(FAX:03-5269-5135 (直通))

(イ) 仕様書に関する事項

陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部 八重尾 (TEL:03-3268-3111 内線41478)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

精算要領に関する特約条項

(目 的)

第1条 本特約条項は、タブレットPC用SIMの借用に伴い発生する通信料について規定する。

(契約金額)

第2条 通信料金については、実費精算とし請求に基づき確定するものとする。

2 基本料金は 1ヶ月あたり 〇〇〇円 (税込)とする。

3 通信料金は 利用通信量に対し、契約相手方の料金体系に基づき通信料金を算定し、その際米国ドルを日本円に換算する場合は、請求の前月末の為替レートにて算出をし請求金額を確定するものとする。

(代金の請求)

第3条 乙は、請求の都度、適法な支払請求書にその料金が適正な料金であることを証明できる書類を添付し提出するものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 ・ 番 号	
タブレット PC 用 SIM の借用	陸幕指通一C-Z000073	
	承 認	令和 年 月 日
	作 成	令和6年 5月 7日
	変 更	令和7年 2月 17日
	作成部隊名	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 指揮通信システム課

1 適用範囲

この仕様書は国内・海外での連絡用通信を確保するためのタブレット PC 用 SIM の借用について適用する。

2 適用法令等

- (1) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31. 1. 9）〕
- (2) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装ブ武第188号（31. 1. 9）〕

3 製品に関する要求

- (1) 品 名 ・ LTE 通信用 SIM
- (2) 機 種 ・ VKT46-/S4-L (NEC PC-VKT46S4GL) で疎通可能な機種
- (3) 構 成 品 ・ LTE 通信用 nanoSIM 本体
- (4) 数 量 ・ 7 枚
- (5) 納 地 ・ 陸上幕僚監部
- (6) 情報保証. 「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」及び「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）」に基づき、当該機器のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組み込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。

4 製品に関する性能

- (1) LTE、3G、2G のいずれかの移動通信サービスが利用可能であること。
- (2) インターネットへの通信が出来ること。
- (3) SIM の回線は日本国内の通信キャリアであること。

- (4) nanoSIM は海外利用を可能とするプランとし、日本国内及びアメリカを含む100以上の国や地域で利用できること。
- (5) 料金について
- a) 基本使用料、データ通信量、手続きに関する料金から構成されるものとする。
 - b) 基本使用料
 - ① 基本使用料については契約後速やかに官側へ提示するものとする。
 - ② nanoSIM 納品から使用開始前、利用中断中については基本使用料がかからないものとする。
 - ③ 基本使用料については日額単位で別途発生するものとする。
 - ④ 費用については使用実績に応じて官側で負担するものとする。
 - c) データ使用料
 - ① データ使用料については契約後速やかに官側へ提示するものとする。
 - ② データ使用料は従量課金であるものとする。
 - d) 手続きに関する費用
 - ① 手続きに関する費用については契約後速やかに官側へ提示するものとする。
 - ② 費用が別途発生する場合については、契約担当官等と協議を行うものとする。
- (6) その他
- a) 発行される nanoSIM、回線については最低利用期間がないものとする。

5 要求サービスレベル

本回線は、契約の相手方がカタログサービスで提供している回線契約約款のサービスレベルを遵守するものとする。

6 受け渡し

官側の指定場所に nanoSIM 本体を納品し、官側から納品確認の連絡をもって、受け渡しを完了しなければならない。

また、基本使用料が発生しない、使用開始前もしくは利用中断中の状況で納品するものとする。

7 借用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

8 利用予定通信量

借用期間中に利用する国及びデータ通信量は別紙を想定する。

9 検査

検査は、契約担当官等の定める検査実施要領によるほか、この仕様書による。

10 その他

借用に関して疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議しなければならない。

利用が想定される主要国及びデータ通信量

番号	国名	データ通信量
1	日本	1 0 0 G B
2	アメリカ	2 0 0 G B
3	オーストラリア	3 0 G B
4	インド	3 0 G B
5	韓国	3 0 G B
6	イギリス	3 0 G B
7	フランス	3 0 G B
8	イタリア	3 0 G B
9	ドイツ	3 0 G B
1 0	オランダ	3 0 G B
1 1	トルコ	3 0 G B
1 2	インドネシア	3 0 G B
1 3	フィリピン	3 0 G B
1 4	タイ	3 0 G B
1 5	モンゴル	3 0 G B

情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期
(第6条関係)

番号	名 称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	チェックボックス
1	管理手順及び品質保証体制 (意図しない変更及び情報の 窃取等の保証)	第1条 第2項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が 行われないことを保証するための具体的な管 理手順その他の品質保証体制を証明する書面 (品質管理体制の責任者及び品質保証の各担 当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体 制図を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	○
2	不正発見時の追跡調査及び立 入検査等の手順及び体制 (原 因調査及び排除)	第1条 第3項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不 正が見つかったときに、追跡調査や立入検査 等、防衛省と連携して原因を調査し、排除す るための手順及び体制 (防衛省の情報システ ムの運用・保守業務を行う契約にあっては、 当該運用・保守業務において乙及び再委託先 が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応 じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制 を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	○
3	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第1条 第6項	乙が納入する製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避するための試験実施 要領が記載された書面	試験実施前まで	○
4	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第1条 第7項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並 びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性 について記載した書面	主たる契約条項の定めによ る。	○
5	委託業務従事者届出書	第2条 第1項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び 情報システムに関する代表的な契約実績が記 載された書面	委託先において業務を行 う前まで	×
6	委託業務従事者届出書 (変 更)	第2条 第2項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更 する場合の届出	従業員を変更する前まで	×
7	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第2条 第3項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名 等及び情報システムに関する代表的な契約実 績が記載された書面	再委託先において、 業務を行う前まで	×
8	再委託業務に従事させる場合 の届出書 (変更)	第2条 第4項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先 が再委託業務に従事する従業員を変更する場 合の届出	再委託先又は再委託先が 従事者を変更する前まで	×
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC 15408) の比較表	第4条 第1項	機器等にCommon Criteria (ISO/IEC 15408) レベル4を満たす製品の使用が困難な場合 は、使用を予定している機器等と当該基準の 比較表	当該製品を使用する前ま で	○
10	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第4条 第3項	再委託先が納入する製品に対して意図しな い変更が行われるリスクを回避するための試 験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	×
11	製造工程の履歴を記録する管 理体制	第4条 第6項	機器等の調達におけるトレーサビリティを 確保するため、乙の製造する機器等について 製造工程の履歴を記録する管理体制を証明す る書類	契約の締結後遅滞なく、 (再委託する場合) 再委託先において、 業務を行う前まで	×
12	トレーサビリティ情報 (機器 等を構成する主要部品)	第4条 第6項	機器等を構成する主要部品について製造事 業者、製造事業者の国籍、製造国に関するト レーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合 は速やかに	×
13	作業従事者名簿届出書 (追 加)	第5条 第2項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業 従事者名簿	納入先部隊等での作業開 始前	×
14	作業従事者管理報告書	第5条 第3項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開 始前	×

入 札 書

件名：タブレットPC用SIMの借用

入札金額： ¥ (税抜) (予定総額)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
タブレットPC用SIMの借用	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
	【内訳】				
	初期費用	ST	1		
	基本料金	ST	1		
	通信料金	ST	1		
納入場所	現 地	納 期			7.4.1～8.3.31
入札（契約）保証金	免 除	入札（見積）書有効期間			

上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札します。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 3 月 6 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：

内 訳

区 分		SIMカード 数量	単位	単 価	金 額	備考
初期費用			1 式			
基本料金		7	12ヶ月			
小計 (A)						
区分	想定主要国名	SIMカード 数量	予定使用 通信量 (GB)	単 価	金 額	備考
通 信 料 金	日 本	7	100			
	アメリカ	7	200			
	オーストラリア	7	30			
	インド	7	30			
	韓 国	7	30			
	イギリス	7	30			
	フランス	7	30			
	イタリア	7	30			
	ドイツ	7	30			
	オランダ	7	30			
	トルコ	7	30			
	インドネシア	7	30			
	フィリピン	7	30			
	タ イ	7	30			
	モンゴル	7	30			
小計 (B)						
合計 (A+B)						

委任状

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者